

議案第 35 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「生後満1年に達しない子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第5条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加える。

第5条の2の2第1項中「第35号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第5条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改め

る。

第16条の2第1項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）、兄弟姉妹その他規則で定める者をいう。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者のそれぞれが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第16条の2第2項中「前項に規定する者」を「要介護者」に、「同項」を「前項」に、「連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、職員の請求に基づき、要介護者のそれぞれが前条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第16条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る新条例第16条の2第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の請求に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第4条第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」とする。